

第3回子ども・子育て会議報告

平成26年6月26日（木）開催分から

○保育部会より

野々市市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について議論をいただきました。

1. 第5章 計画の基本的な考え方

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す。→野々市市子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」とする。

2. 基本理念

次世代育成支援行動計画（後期計画）の理念「子どもを育てたい、育ててよかったまち・ののいち」より、「時代を担う子どもの幸せと、子育てしやすい環境づくりを、地域が一体となって育むまち、ののいち」（案）を新しい基本理念とする。

3. 基本目標

下記の5つを目標として子ども・子育て支援事業をすすめていく。

- 目標1 子どもの人権の尊重と安心・安全な環境づくり
- 目標2 子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり
- 目標3 安心して子供を育み、育てることができる環境づくり
- 目標4 親子の笑顔を支える仕事と生活の調和の推進
- 目標5 子どもと子育てを支援する地域づくり

4. 第6章支援事業計画

(1) 教育・保育提供区域の設定について

「教育・保育提供区域」とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（子ども・子育て支援法第61条第2項抜粋）である。

下記の理由により、野々市市は狭い市域であることや、計画策定期間が5カ年であることを勘案し、市内全域を1つの区域として設定案とする。→1区域とする。

【主な理由】

- ① 幼稚園については、自宅に近いこと以外に各幼稚園の教育方針なども選択理由となり、様々な地域へ通園しているため、区域を複数に分けることは、現在の利用実態と異なる。
- ② 保育施設については、自宅に近いこと他に保護者の通勤経路から選択することが考えられ、複数の区域を設定しても自宅と利用施設の区域が一致しないケースが考えられる。
- ③ 保育所入所待機児童の定義では「通常の交通手段で、自宅から20～30分未満で登園可能な場合は、待機児童に含まない」としているが、野々市市は13.56平方キロメートルと狭い市域で、通園が困難なケースは少なく、また、複数の区域設定をすることで適切なバランスを基本とした計画が難しくなる。

(2) 保育の必要性の認定について

新制度では、教育・保育施設や地域型保育事業の利用にあたって、保育の必要性の認定を市町村が行い、認定証を交付する。保育の必要性の認定は、「保護者の労働又はその他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」に該当することが必要である。（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号より）さらに、保育認定にあたって、保護者の就労時間の長さに応じて、次のいずれかに区分される。

区分	就労時間の下限
保育標準時間（フルタイム就労を想定） （1日最大11時間の保育利用）	月120時間 （1日6時間・週5日勤務を想定）
保育短時間（パートタイム就労を想定） （1日『最大8時間の保育利用』）	月48時間から64時間までの範囲で市町村が定める

*月48時間（1日4時間・週3日勤務を想定）・月64時間（1日4時間・週4日勤務を想定）

【野々市市における保育短時間認定について】

- ① 現在、野々市市においては月96時間（1日6時間・週4日勤務を想定）以上の就労を入所要件としている。
- ② 月64時間未満の就労の場合、一時預かり事業での対応、または幼稚園の利用が可能である。
- ③ 全国の自治体の状況を見ると、月64時間としている所が最も多い。

以上の理由で、野々市市における保育短時間認定に当たっての就労時間の審議とした。

→就労時間の下限は月64時間とする。

(3) 量の見込みについて

表1. 計画期間における年齢各階層別推計人口

(人)

年齢	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	644	643	661	678	696	714
1歳	647	655	671	689	706	724
2歳	618	693	669	685	703	720
3歳	591	628	667	654	670	688
4歳	608	616	637	687	664	680
5歳	572	627	618	639	689	666

表2. 教育・保育の量の見込みについて (国の手引きにより算出)

(人)

認定区分		平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	3-5歳児	430	455	470	482	492	495
2号認定	3-5歳児 (幼稚園希望)		90	93	95	97	98
	3-5歳児	1,144	1,143	1,180	1,209	1,235	1,242
3号認定	0歳児	226	381	392	402	413	423
	1・2歳児	624	745	741	760	779	798

※平成25年度…幼稚園は市内幼稚園の定員、保育園は平成26年3月1日現在の在園時数 (管外受託を除き、管外受託を含む)
(特徴)

3号認定のニーズ量が、実際の入園児数と比較し、大きく乖離している。

例：平成27年度を見ると出生した0歳児643人の内381人、約59.3%が入園とすることとなる。

表3. 3号認定の利用率

認定区分		利用率 (人口比)	
		平成25年度	平成27年度
3号認定	0歳児	35.1%	59.3%
	1・2歳児	49.3%	55.3%

(要因)

国の手引きによる算出方法は、将来の入園希望もニーズ量に含んでいる。

(0歳児の人で保育園に入りたいと記入している中に将来3歳児になってから入りたい人も含まれる。)

よって、3号認定については、量の見込みの補正が必要である。

【3号認定の量の見込み補正 (案) について】

補正案として、推定人口の伸び率を利用し、量の見込みを算出する。

表4. 推定人口の伸び率

(人)

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	伸び率 (%)
0歳	643	661	678	696	714	2.76
1歳	655	671	689	706	724	1.78
2歳	693	669	685	703	720	

今回 (第4回) の会議で補正案修正を行う。 H26.3月基準から H26.4月基準に変更する。

※第4回子ども・子育て会議に向けて

子ども・子育て支援事業計画の骨子案より具体的な案を作成していく。